

公立大学法人滋賀県立大学履修規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第 38 条の規定に基づき、授業科目の種類等および履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修の登録)

第 2 条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

(履修科目登録の上限)

第 2 条の 2 学生が学修すべき授業科目を精選することで学修時間の確保を図り、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、年間に履修登録することができる科目の単位数の上限（以下「上限単位数」という。）を定める。

2 優れた成績をもって単位を修得した学生については、前項に定める上限単位数を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 上限単位数に関し必要な事項は、別に定める。

(履修の禁止)

第 3 条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
 - (2) 既に単位を修得した授業科目
 - (3) 授業時間が重複する授業科目
- (授業科目等)

第 4 条 授業科目の種類、配当年次、単位数、必修・選択の別および卒業要件は、別表 1 のとおりとする。

2 教育職員の免許取得に必要な授業科目等は、次のとおりとする。

- (1) 教職に関する科目の種類、配当年次、単位数および必修・選択の別は、別表 2 のとおりとする。
- (2) 教科に関する科目の種類、単位数および必修・選択の別は、別表 3 のとおりとする。
- (3) 前 2 号に規定する科目のほか、憲法、健康・体力科学 I、健康・体力科学 II、英語 II A、英語 II B および情報リテラシー（情報倫理を含む）を必ず履修すること。

3 学芸員の資格取得に必要な授業科目の種類、単位数および必修・選択の別は、別表 4 のとおりとする。

4 人間文化学部生活栄養学科における栄養士の免許取得に必要な授業科目は別表 5

のとおりとし、免許取得に当たっては、そのすべての科目を必修とする。

5 人間文化学部生活栄養学科における管理栄養士の受験資格取得に必要な授業科目は、別表6のとおりとする。

6 人間看護学部人間看護学科における保健師の受験資格を取得するためには、当該学科の卒業要件を満たすとともに、別表7に規定する授業科目を履修すること。

(試験)

第5条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。ただし、実験、実習、演習等については、試験を行わずに成績を定めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことがある。

(成績評価)

第6条 成績の評点は、試験の成績および平常の成績等を総合して、100点満点で採点する。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良および可を合格とし所定の単位を与える。

評 価	評 点
秀	90点以上
優	80点以上90点未満
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不 可	60点未満

3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

4 不合格になった科目は、改めて再履修することができる。

(追試験)

第7条 所定の試験に欠席した者に対する試験（以下「追試験」という。）は、行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定による追試験は、追試験願に、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付して、指定された期間内に提出しなければならない。

(再試験)

第8条 試験を受験して不合格となった者に対する試験（以下「再試験」という。）は、行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要を認める場合は、教授会の議を経て、学長はこれを行うことができる。

(不正行為)

第9条 定期試験に不正行為をした者については、学則第58条第1項の規定による懲戒処分のほか、その学期に定期試験を実施するすべての科目を不可とする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において滋賀県立大学に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、卒業要件、資格その他の履修に関しては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年4月1日以降に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表1中「地域産学連携実習」、「水族環境生理学」、「先端材料科学および演習」および「基礎服飾デザイン」は、平成18年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2、別表3および別表4の規定は、平成19年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「人間探求学」、「地球環境計画」、「文化人類学概論A」、「文化人類学概論B」、「モンゴル語史料（ウイグル式文字）講読」、「現代モンゴル語文献講読」および「空間デザイン論（空間意匠の分析）」は、平成19年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前から引き続き在学する者に係る授業科目の種類および単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年10月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の

属する年次と同一の年次に属する者の例による。

- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「異文化理解B」は、平成19年10月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2、別表3および別表4の規定は、平成20年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「若者の健康と栄養」、「地元学入門」、「自然科学の視点」、「電子社会と人間」、「技術者倫理」、「無機工業材料」、「民俗学実習」、「人間工学実習」、「デジタルデザイン演習」および電子システム工学科の学科基礎・学科専門科目は、平成20年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条および別表1から別表4までの規定は、平成21年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数ならびに成績の評価については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「遺伝子と社会」、「地域再生システム論」（環境建築デザイン学科および生活デザイン学科が開講する科目に限る。）、「一般構造」、「栄養と健康」（人間看護学科が開講する科目に限る。）、「疫学」、「老年臨床看護論実習I」、「インターンシップA」および「インターンシップB」は、平成21年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1から別表6までの規定は、平成22年4月1日以後に入学した者

について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数ならびに成績の評価については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 中「初習日本語」、「性を考える」、「環境学野外実習Ⅰ」、「環境生態学基礎演習」、「環境生態学特別実習」、「環境論考解析学」、「集水域環境影響調査指針」、「集水域環境学」、「陸域物質循環論」、「CAD 演習Ⅱ」、「木匠塾」、「美術史概論」、「基礎栄養学Ⅱ」、「情報科教育法Ⅰ」、「情報科教育法Ⅱ」、「教職実践演習（中学校）」、「教職実践演習（高等学校）」、「教職実践演習（養護教諭）」、「教職実践演習（栄養教諭）」および「情報と職業」は、平成 22 年 4 月 1 日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 から別表 6 までの規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数ならびに成績の評価については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 中「初習日本語Ⅱ」、「地域探求学」、「道具デザイン論」、「サステナブルデザイン論」、「消費者行動論」、「服飾心理学」および「キャリアデザイン論」は、平成 23 年 4 月 1 日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 5 日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前から引き続き在学する者に係る授業科目の種類および単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年 7 月 5 日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、別表 1 中「ボランティア活動」は、平成 23 年 7 月 5 日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1、別表 7 および別表 8 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数ならびに成績の評価については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 中「国際協力論」、「多文化共生論」、「国際環境マネジメント」、「ビジネス・マネジメント入門」、「自然現象のしくみ」、「明日から使える食のテクニク」および「生活と健康」は、平成 24 年 4 月 1 日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 から別表 6 までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 中「マーケティングリサーチ演習」、「国際コミュニケーション論」、「言語学概論」、「パブリック・スピーチ」、「アカデミック・リスニング」、「アカデミック・ライティング」、「通訳ガイド講座」、「実践英語対策講座」、「実践英語演習 A」、「実践英語演習 B」、「実践英語演習 C」、「実践英語演習 D」、「実践英語演習 E」、「実践英語演習 F」、「実践英語演習 G」、「ドイツ語コミュニケーション I A」、「ドイツ語コミュニケーション I B」、「ドイツ語コミュニケーション II B」、「ドイツ語コミュニケーション II D」、「フランス語コミュニケーション I A」、「フランス語コミュニケーション I B」、「フランス語コミュニケーション II B」、「フランス語コミュニケーション II D」、「中国語コミュニケーション I A」、「中国

語コミュニケーションⅠB」、「中国語コミュニケーションⅡA」、「中国語コミュニケーションⅡB」、「中国語コミュニケーションⅡC」、「中国語コミュニケーションⅡD」、「朝鮮語コミュニケーションⅠA」、「朝鮮語コミュニケーションⅠB」、「朝鮮語コミュニケーションⅡC」、「朝鮮語コミュニケーションⅡD」、「モンゴル語コミュニケーションⅠA」、「モンゴル語コミュニケーションⅠB」、「英語学概論」、「英米文学概論」、「英語音声学」、「現代英文法」、「言語接触論」、「翻訳文化論」、「英米文学講読」、「イングリッシュレクチャーA」、「イングリッシュレクチャーB」、「イングリッシュレクチャーC」、「イングリッシュレクチャーD」、「イングリッシュレクチャーE」、「イングリッシュレクチャーF」、「多民族社会論A」、「多民族社会論C」、「国際関係論」、「西洋史」、「欧米文化論A」、「欧米文化論B」、「欧米文化論C」、「欧米文化論D」、「欧米文化論E」、「アジア文化論A」、「移民社会論A」、「移民社会論B」、「英語文献講読A」、「英語文献講読B」、「サブカルチャー交流論」、「開発人類学」、「ポストコロニアル論」、「現代思想論」、「欧米文化特論A」、「欧米文化特論B」、「欧米文化特論C」、「欧米文化特論D」、「アジア文化特論A」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「発展演習Ⅰ」、「発展演習Ⅱ」、「研究演習Ⅰ」および「研究演習Ⅱ」は、平成24年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「人間の行動と空間」、「現代社会と若者」、「Medieval Japan」、「Modernizing Japan」、「地域づくり人材論」および「植物の病気」は、平成25年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「キャリアデザイン論Ⅱ」、「日本語基礎ⅠA」、「日本語基礎ⅠB」、「日本語基礎ⅡA」、「日本語基礎ⅡB」、「日本語基礎ⅢA」、「日本語基礎ⅢB」、「日本語基礎ⅣA」、「日本語基礎ⅣB」、「日本語基礎ⅤA」、「日本語基礎ⅤB」、「日本語基礎ⅥA」、「日本語基礎ⅥB」および「インテリアコーディネート概説」は、平成25年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「思索の視点」、「地域産業・企業から学ぶ社長講義」、「留学英語対策基礎講座」、「日本語基礎ⅦA」、「日本語基礎ⅦB」、「日本語基礎ⅧA」、「日本語基礎ⅧB」、「空間論」、「テキスタイルデザイン論」、「サステイナブルデザイン論」および「環境共生論」は、平成26年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「近江の暮らしとなりわい」、「近江の美」および「国際環境マネジメントⅡ」は、平成27年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。この場合において、当該単位は、人間学の選択科目の単位とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2および別表3の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後に編入学し、転入学し、または

再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「養魚飼料学」「機械四力学演習」「服飾文化論」「Medieval Japan in the World」「Modernizing Japan in the World」および「Contemporary Japanese Culture」は、平成27年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 5 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「キャリアデザイン」、「Medieval Japan in the World」および「Modernizing Japan in the World」は、平成28年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表3の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「インターンシップE」、「Intensive Japanese (4-week)」、「Intensive Japanese (9-week)」、「Japan Studies: Influence of Geography on Culture and Society」「環境情報」、「建築デジタルデザイン基礎」、「地域と行政」、「地域と経済」、「英語学基礎」、「English for Business」、「日本語教育基礎」、「English LectureE」、「English LectureF」、「Debating Global Issues」および「キャリアデザイン特論」は、平成28年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。
- 5 平成29年3月31日までに環びわこ大学・地域コンソーシアムの単位互換制度に基づき特別聴講学生が「地域づくり人材論」を履修した場合には、当該授業科目名を「おうみ学生未来塾（湖東）」と読み替える。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表3の規定は、平成29年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「川の未来学」、「Model United States of America」、「Model United Nations」、「History of Japanese Cinema」、「Patterns in Japanese Culture & Society」、「Japan Studies I」、「Japan Studies II」、「Japan Studies III」、「Japan Studies IV」、「Japan Studies V」および「Intensive Japanese Language and Culture (6-week)」は、平成29年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2、別表1、別表3、別表5および別表6の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「農業と環境」、「キャリアデザイン特講」は、平成30年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条7項、別表1、別表2、別表3および別表4の規定は、平成31年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「Introduction to Japan」、「Introduction to Japanese Law」、「Introduction to Japanese Culture and Society」、「世界遺産のまちづくり・人づくり」、「設計演習IV」、「地域計画概論」、「地域計画実習」および別表2中「特別支援教育概論」、「総合的な学習の時間の指導法」は、平成31年4月1日前より引き続き在学する者も

履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表3および別表4の規定は、令和2年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「Contemporary Japanese Culture」「食と健康」「名著から学ぶ環境問題」「生活の中にみる力学」「コンピュータとインターネット」「地域と文化」「人間関係の科学A」「機械の役割と仕組み」「技術の歴史」「電子システムの最先端」「中世近江論」および「視覚伝達デザイン」は、令和2年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表3の規定は、令和3年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「ジェンダー平等をつくる」は、令和3年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2および別表3の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「インターンシップG」「インターンシップH」および「インターンシップI」は、令和4年4月1日前より引

き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表3および別表4の規定は、令和5年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「インテリアコーディネーター概説」は、令和5年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表3の規定は、令和6年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「Lecture and Discussion in English」「Academic Lectures in English」「応用数学Ⅱ」「テキスタイルデザイン」「プロダクト素材論」は、令和6年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。